

ヘンリー・スタップ『古き善き大義』(2)

友岡敏明

訳出に際してとった諸原則は前回これを示したのであるが、それではかなりの部分で不十分であることが判明したので、その部分を補足・追加し、ここにその全体を改めて掲載しておく。

一、原文がイタリック体の場合で、それが、

1、強調のときは、" "

2、引用のときは、「 」

3、資料(法令、聖書内の部分名等)のときも「 」

4、書名の意のときは、『 』

5、単なる固有名詞のときは、無記号で、それぞれ表示した。

一、語頭が大文字のローマン体の単語については、それが、

1、強調の意のときは、傍点を付し、

2、単なる固有名詞のときは、無記号で表示し、

3、何らかの資料名であるときは、「 」で括った。

一、全体が大文字のローマン体の単語や字句は、^ vで括った。

一、〔 〕内は、その都度断わらない限り、訳者の補ったものである。

一、()内は、その都度断わらない限り、原文のものである。

一、原典で長短さまざまな欄外注が付されているが、本翻訳では、付注箇所全巻通しの番号をルビの算用数字で付し、その注内容については各発表回の最後に一括して訳出・掲載することとした。

一、ルビ・ゴチックの漢数字は、訳者の注を示し、全巻通しのものとする。ただし、その掲載は各発表回に一括して右の原注の後におくこととした。

読者へのお断わり

最近の巡り合わせのうちに働く「神の御撰理」のおかげをもって思いがけなくもこうした著作の仕事に召し出されたいのであるから、この仕事の遂行の間に私の犯したかもしれぬいくつかの過誤については、読者諸賢の判定がいかにあられ、私としては各位の寛恕を乞わなければならない。もし諸賢にして「古き善き大義」にとつて親しき友ならば、「著者たるこの私の」人物のもつ欠陥についてはこれを大目に見て下さるよう御願いするしだいである。なぜならば、その人物の偽らざる志向を疑うことは、此の世において最高の潔白漢の名譽を傷つけずして能くなしうところではないからである。ただ、著述を急いだがゆえに、他の一切の失態も私の熱情に免じて許されるべくして、今のところこの「小論」にすぎぬ一冊の書物が、爾後、そのことの「正当な防禦」と相成るであろう。もし諸賢にしてその意を何らかの点で私見と同じくしないとすれば、私はさらに次のことを知って頂かねばならない。すなわち、「序文」を除けば、草した原稿の三枚を同時に読み通すこともけつしてなく、また「浄書」されることもないままに、書くほどに「新たな文章」に想到し、その都度、ときには挿入すべき箇所ではなく、「空隙」のある場所に「適当に」流しこんだのであった。したがって、もし「火急」に追われた所作にあらがちなように「記憶」の違いや筋の「食い

違ひ〃や〃意味転換〃やその他の何らかの〃誤謬〃があるとすれば、以下の本論のいわば〃お飾り〃にすぎないような箇所でのこうしたお断わりに耳を傾けていただいたうえで、諸賢の〃ご諒恕〃を乞うなり、諸賢の〃厳酷なるご批判〃に身を委ねるなりしなればならない。私は、引用文にのつびきならぬ重きを置くものではけつしてないが、その〃真実の意味〃は、私を欺きはしなかつたものの私の論敵を欺くことになるかもしれない後世の〃諸版〃ではなく、〃原本〃に照らして決せられねばならない。私の引用するマツレラ^二は、オックスフォード〔大学附属〕図書館所蔵の「ギリシア語草稿」である。

^三しかるべき程度を超えて〃酷評〃したバクスター^四氏が私に噛みつくなら話しは別だが、そうでもなければ、私は誰からも穏和な対応を期待できるものと思う。その対バクスターの〃酷評〃であるが、それは、「共和制を咬す者たち」を口汚く罵倒するよう〃宮廷派〃から彼が煽動を受けたように見受けられた(私の得た情況でもそうなっている)点に原因がある。もし私にしてバクスター氏や誰とは名前をいわないが他の人びとに対して傲慢に過ぎるといふのであれば、「学識に優れかつ聡明な主教主義者たち」の足下に身を投じ、彼らの言説に信服しうる場合には、私は自らの口を覆い、喜んで「そちらの」〃真理〃への改宗者となりましょう。そこで、他の何人をもこの議論に引きずりこむことなく私自身の見解を公表することを旨として、「献辞をささげるべき」いかなる献呈者をも特に決めなかつたのは、そうした理由によるものである。そしてまた、〃節度ある論駁〃を受けるやいなや、せっかく厳肅な気持ちで〃公け〃にしたものと同じく厳肅に自ら〃撤回〃することになるような私見を、〃保護〃してくれる立場に、何人であれ惹きいれることを私は潔しとしないのである。

^五私は〃真理〃以外を目的としない。と同時に、いかなる〃党派〃にも、また何人の〃企み〃にも奉仕すべく筆を執るものではない。もし私が何人によつてか彼らの陣営に〃改宗〃せしめるに値すると考えられるならば、彼らは私に對する反論を刊行する必要はない。私は、(こうした〃表題〃の書物に對する論駁を嫌われるがゆえに)書信をもつ

て私に箴言を呈される御仁に対しても、刊行物をもって姿を現す何人に対するのとも同じ「公平さ」をもって臨むであらう。いずれにせよ、私の敢て望むところは、彼らの論調の穩かならんこと、何らの結論も生まない類の「大衆煽動的熱弁」や「紋切型の説教」によつて私の靜穩を乱していただきたくないこと、これである。また、「あらゆる意見の寛容に賛成の人間には自説なし」といういとも簡単に口の端に掛けられる批判を承知のうえで、「自身を省みて」私は次のように明言しておきたい。すなわち、必ずしもそうした批判は妥当せず、私の語る「寛容」史がこのことを証明するであらう、と。のみならず、私自身「定見の持主として」「救いの鎖」というパーキンスの教義を全面的に承認するものであるし、またもし私が異端者の処罰に關してベザと見解を異にするとすれば、一体いかなる人物を「先達」と呼ぶべきか途方に暮れるものである。

最後に、校正刷りに朱を入れる機会が皆無であつたことから、出版社が正誤表を付すことについてご諒恕賜わりたい。

一六五九年七月四日

オックスフォード大学の研究室にて

ヘンリー・スタッフ

序 言

今の世でおよそものを著述することにはどれほどの危険が伴うかを知らない私ではない。けれども、現在、とりわけ「古き善き大義」(私の居住する地方では格別に嫌悪と譴責と輕侮の念をもつて語られることがしばしばであるが)のために著述する場合には、著者となることを畏怖せしめるようなあらゆる術策と闘う必要がある。自分たちの「利害」に合わないからといって「槍玉」にあげるにいたるのみならず、さらにそのものの「善性」をまで「非難」

する者たち（エフェゾスの銅細工師アレクサンドロスのように）^九 がいるかと思えば、^{一〇}「古き」を問題として、こちらの「スムプシムス（正しい主張）」が彼らの「ムムプシムス（謬見）」よりもはたして古いものかを疑う者たちがいるのである。私が本書で回答を試みたのは、前者の（「利害・善性混同論の」）類に對してである。後者の（「古きを問題とする」）類の人びとに關しては、私は彼らに次のことを考慮していただきたいと思う。すなわち、それは、先きの「内戦」の「開始」に當つてはともかく、その「遂行」に際しては、ある特別の「怨恨」とか、「醜聞」とか、大小を問はず将来において得られる「利得」に對する目当てとか、それにさまざまな装いや覆いをまとつた「自由」と「宗教」の「防衛」とかといつた、区々の党派を對「君主」の抗争に引きずりこんだ各種の「原因」が存在したということである。「議會の特権」も「人民の自由」も一方では十分に表現されず、他方では「君主」の「墮落」（これについては、フランスのルイ十一世の場合と同様、「その（「邪な」）枢密院も同じ穴の貉^{むじな}であつた」といつてもよい）も十分に洗い出されていなかつたし、また右の「特権」や「自由」を確立し、「君主」の「墮落」のもとらず諸不都合を救済する「手だて」が「望外」であつた時代に、あるいは少なくとも「深く根を張つた君主制」に對して半ば偏愛的な感情をもつ國民には提案しないほうがよいような「方策」が脳裡にも浮かばなかつた時代には、「議會」の「公式宣言」が提唱したもの以外に、右の諸種の「原因」は、人びとの心において優勢を占め、われわれが目撃者となつてゐるような変化をイギリスに招来するのに与つて力のあつた刺激剤であつた。しかしながら、他に一万の動機があつたにせよ、私は、「靈的」・「世俗的」の自由が「善き」「古き大義」であつたと主張することを、「誤謬」ではな^一く「真理」だと考えるものである。そして、人民に固有の主権ありと主張することが「古き善き大義」には屬さなかつたという人がいても、私は、そういう御仁には次のように告げなければならない。すなわち、当時實在した「國王の要求に對する議會の擁護」はそのような（「人民」）「主権」が前提されてゐたことを証示しており、もしそれ（「人民主権」が「古き大義」ではなかつたとしても、その「大義」の根底に存したものととして公認されてゐたのだ、と。そ

の証拠に、それを保持せんとすることが戦争の「引き金」となったその人民の「権利」と「自由」は、「国王」の「自発的な」譲渡であつたのではなく、「篡奪者」からの譲渡もしくは、「自ら篡奪した」のではないとしてもその「継承」の全過程が「継続的篡奪」に他ならなかつたような者からの強制的奪還であつたのである。

一五
もし「主権」が「人民以外の」他の箇所在るとすれば、その在りかは「執行的」部分であつたが、これは非本来的な「主権」であり、「これに対して」「立法的至上権」と人民の利益が久しい以前から第一級の法律家や神学者たちによつて承認されてきた。もし「国家の政治体制 (the Constitution of the Commonwealth)」をわれわれが見た国家形態以外のものに変革することがわれわれの戦争の原因のいかなるものでもなかつた」とすれば、私は、次のように答える。すなわち、政体変更が戦争原因では必ずしもなかつたといふその所以は、その時点で統治形態の変更が行なわれたのでは「なかつた」こと、また「現在」行なわれているのでは「ない」点に存する、と。つまり、「権力の請願」や現存の他の諸法は、「君主制」をすでに廃止してしまつていたのであり、したがつて、われわれは、「共和制」を創設したのではなく、それを「改善」しなければならなかつたにすぎないのである。この種の反対をひねり出す人は、「人民」が「護歩」することのけつてない「特権」や「免除」を、「忌むべき名称」の「僅少の変更」によつて、あるいは他の「環境」をもつてくることによつて彼ら人民に確保してやることが出来るだろうといつた内容へと、われわれの立場を貶めてしまつたのである。

一七
他方さらに、「主権は君主と貴族と庶民の手に混合的に分掌させられており、いかなる「主権分掌の」部分も政治体制 (Constitution) を変更する権限を有していない」といわれている。私は、こうした説を唱える人びとに対して、「庶民」がいかにして「混合政体 (mixture of Government)」に参与するにいたつたかを尋ねないでおこう。ただ、「統治権の分掌 (distribution of Government)」のどのような形態がうち建てられようとも、「君主と貴族」の「主権分掌部分としての」設立の「目的」は「人民」と「庶民」の「福祉」であつたがゆえに、「手段」を規律し、時宜に

応じてこれを「無用」として「廢棄」するのが「目的」である以上、反対されている「手段」の差し、迫つた不都合を「経験」する「庶民」が「變革すべきか否かの」「判定人」とならなければならぬ。さもなければ、「既存の規則からの」「逸脱」によるか「苦情」「の種となること」によって利得する者、正しく決定しえぬほどに利害關係人として関わっている者が「判定人」とならねばならないことは、私には疑問の余地のないところである。もし「フアラオ」が判定人となつてよければ、彼は、「イスラエル人たちが重荷に喘いでいる」というよりも「彼らは怠惰である」というであらう。もしこの点に関する「庶民の」「地位」を論破しようとするほどに「頑冥固陋」の人間が誰かいるとしても、しかもなお、彼らのうち誰一人として、次のことを否定しえないはずである。すなわち、この庶民の地位は、「統治綱領」にしろ、「パルラメントゥム・インドクトールム」の、つまり「学識」・「賢明」・「廉直」の欠如した「議會」といつた不名譽な呼称によつて以外は爾後呼ばれることもない「集合体 (junctum)」の、「請願」や「助言」と称された「ばかげた文書」とは異なつて、「古き」(しかも「善き」)「大義」であるということ、である。同じ事柄が観点を變えれば新しく、かつ古いことが不条理ではないことも、けつして不可能ではない。私はこのことを、「それ自体の本性」によつては「内在的に」人の確信を得難いとしても、もつとも強硬なわれわれの論敵によつても拒絶されえない事柄を通して、例証してみよう。

わが国の議會は、しかしかものを「基本的権利 (fundamental [sic] right)」^{一九}、わが国の制定法 (constituted laws) に先き立つて自然がわれわれをそれへと衝き動かす要求の上のみ「確立」・「定礎」されたものであるべき「臣民の生得権 (the birth-right of the Subject)」であると、いかにしばしば宣言してきたことであらうか。王国の「主権」は「國王と貴族・庶民の両院」に混同されているとか他のこうした類の「政体に関する」事柄とかいった、「万人が認める」^{二〇}「第一原因」〔すなわち造物主〕の次に位する議會が「わが王国の基本的政体 (the fundamental [sic] constitution of this Kingdom)」として公認した事柄は、そうした〔宣言の内容に即した〕論拠によつてのみ正当化

されうるのである。というのも、「歴史的な論拠に立てば」君主制は「ノルマンの」征服時にうち建てられたと仮定され、もう少し高貴な原因を探るとしても「庶民」が基本的に参与するような「主権」の混合の方向へとわれわれを導く探求方法は存在しないだろうからである。ヘンリー一世の時代にいたるまでは「身分制 (order of estates)」のようなもの（もしそう呼んでもよければ）は存在しないし、われわれの「大義」の「古き」を証明する方法とは異なった方法をもつてするならば、彼ら（諸身分）の「特権」等が「基本的」であることが「論証」されるよりも、むしろもつと「論議」を呼ぶことになりかねないのである。ヘイリン博士がその『国王ジェームズ（一世）治下の歴史記事』で、またラシュフォースがその資料集で記録しているあの「庶民院」の「抗議」を正当化するには、他にどんな方法があるか、私には皆目見当もつかないのである。

「庶民院の抗議、ジェームズ治世第一九年、一六二二年（二月一日）」

「議會」に集った「庶民」は、この好機を捉えて、本文書に言及される諸般の事情のなかでも「議會」の各種の自由・免除・特権に関して、以下のような抗議を行なう。すなわち、

- 一、議會の自由・免除・特権・管轄権は、古來からの疑問の余地なき生得権であり、「英国」臣民の遺産であること、
- 一、国王や国家に関する、そして「王国」や国教会の防衛に関する喫緊にして根氣の要る政、諸法の維持と作成、王国内に日々生起する失政や苦情の救済は、「議會」における「審議」や討論の固有の主題であること、
- 一、そうした本務の遂行に当って、「議會」の全議員は、懸案を提議し、整理し、審議し、結論へともつてくるための言論の自由を有していること、また権利上その自由を有すべきこと、

一、「議會」における「庶民」は、同様に、彼らによって最適と判断された順序で事案を処理するための干渉さ、を有し、庶民院議員は誰でも、「議會」に関する事項や「議會」の本務遂行上関わった事項等に関してその為したる発言・判断・

宣言につき(院自らの非難による以外は)、いかなる弾劾・拘禁・譴責からも同様に自由であること、

一、庶民院議員が「議會」でなしたるその行為や発言につき不満を抱かれ疑いを持たれることがある場合、その当該議員は、「國王」が私的な情報によつて欺かれる以前に、「議會」に集う「庶民」全体の助言と同意によつて「國王」に面会しうべきこと。

ここに挙げた例をはじめ、これまでの時代やこれ以後の時代において「議會」が用いる他の多くの表現(それらが「真実」、「正当」、「公正」であるのは間違いないが)は、私の判断では、いかに不利に見積つても、しかるべき様式を整えた「法」、「特権」、「疑いなき生得権」であり、それと同様に「古き大義」としての真実さを持ちうるのである。⁽¹⁾

原注

(1) ローマ法においては、完全に同朋とされ、自由人身分(*the Engeni*)の一人とされた者は、その母親がかつて、あるいは現在、召使い、すなわち女奴隷であり、したがつてその「息子としてのその」者の生まれが卑賤であっても、そうした解放(*enfranchisement*)によつて直ちに、自然に戻される(*naturalibus restitui*)、つまり両親との血の繋りによつてそれへと生まれたその状態ではなく、アダムの後継たることによつて彼に帰属するその状態である▲生得権▼へと復帰せしめられる、といわれている。セルデン『自然法論』第二巻第四章一六三ページに所引の「自然への復帰について」(*L. & D.*)⁽²⁾を参照。

訳注

一、地がイタリック体で、ところどころローマン体になっているので、この「お断わり」の節では訳出の際の記号の使用は、般原則と逆になる。すなわち、ローマン体で何らかの引用と思われる場合に「」で括る等である。

二、スタップは、本論に入つて数回マッレラ(*J. Mallela*)を引用するが、マッレラに関する歴史的な事蹟は詳かにしない。

三、この段落は、訳者のものである。

四、バクスター (Richard Baxter, 1615~1691) は、長老派の神学者であったが、人民の『自由』と『安全』を願う一方で、英国の『共和制』的行き方 (國王処刑や主教制の根絶等) に反対した。この点で、スタップとの衝突は、必至であった。

五、この段落は、訳者のものである。

六、原典では "Pe kin's doctrine" として r が脱落し、アポストロフィーの位置が s の前に付されているが、この人物は明らかに Perkins を指して r を。彼パーキンス (William Perkins, 1558~1602) は、妥協を知らないカルヴィン主義者であり、彼の救済予定の教義は、ホッブズによって実質的な運命論の典型となれた。本文にいう「救済の鎖」は、この局面を指すと思われるが、パーキンスはなお「千年王国運動」にのめりこまなかったし、当時流行の『星占い』から一歩身を引いていたという合理的側面を有していた。著書に「救済予定の機杼」*De Praedestinationis modo et ordine* (1598) や「神の自由な恩寵と人間の自由意志」*A Treatise of God's Free Grace and Man's Free Will* (1602) 等がある。以上 *Dictionary of National Biography* に於いた。また、パーキンスには *Armilla Aurea* (1590) すなわち英訳 *Golden Chain* (1600) がある。

七、ベザ (Theodore de Beza, 1519~1605) は、ジュネーヴでカルヴァンの後継者となり、フランスのユグノー派を援助した。ベザの迫害正当化論の趣旨は、「為政者は神と人間に対する義務によって、誤謬の汚染から人民を保護するのに必要なあらゆる手段をとらなければならぬ」という点に存在した。Cf. William Haller, *The Rise of Puritanism* (Harper Torchbooks, 1957), p. 195.

八、この段落は、訳者のものである。

九、「使徒行録」第九章第二三~三五節から採られた故事だと思われる。もしそうならば、アレクサンドロスがデメトリオスの、そして銅細工師 (Coppersmith) は銀細工師 (silversmith) の、間違いである。同箇所の話は次のようになっていて、その頃、主の道のことから、一方ならぬ騒動が起った。デメトリオスという一人の銀細工師がアルテミスの銀の小寺院を造って、細工人たちに多くの利益を得させていた。彼は、その職人たちと同業の職人を集めて『仲間たちよ、われわれの富が、この細工によるものであることは、君たちの知る通りである。ところが、あのパウロが、エフェソだけでなく、ほとんど全アジアにわたって、人間の手で造るものは神々ではないといって、多くの人びとを迷わし、引きつけていることも、君たちは見聞している。こうなれば、われわれの職業上の信用が落ちる危険があるだけでなく、大女神アルテミスの寺院も軽ぜられ……る恐れがある』といった。……町中騒がしくなった。彼らは、パウロの旅の同行者、マケドニア人のアリスタルコスと

を捕え、一かたまりになつて、劇場に押し入つた。……集会は大混乱に陥つたが、人びとの大部分は、なぜ集つたかさえ知らなかつた。それから、ユダヤ人が前に押し出していたアレクサンドロスを群集から引き出した。アレクサンドロスは、人びとに手で合図して、弁明しようとしたが、人びとは、彼がユダヤ人だと分つたので、みな声を合せて、二時間もの間、「偉大なもの、エフエゾ人のアルテミス」と叫び続けた」(バルバロ訳「聖書」による。ただし一部字句変更)。

一〇、《スムプシムス (sumpsimus)》と《ムムプシムス (mumpsimus)》の關係は、R. Pace, *De Fructu* (1517) における次の話しに由来する。すなわち、ある字の読めないイギリス人司祭が、辞典文中のある文章を“quod in ore mumpsimus”と読んで間違ひを正されたとき、彼は「あなたの新しい読み方“sumpsimus”に代えて私の古くからの“mumpsimus”を放棄することはいたしません」と答えた、という。以上、*Oxford English Dictionary* による。

一一、いうまでもなく、ピューリタン戦争(一六四二〜九年)を指す。

一二、ルイ十一世(仏王、一四六二〜八三年)は、封建諸侯の抵抗を排除して、中央集権化を進めた。

一三、原文のものである。

一四、「議會」の《公式宣言》が提唱したもの以外に「は、(Besides what the publick [sic] declarations of Parliament held forth) の訳であるが、besides の前の丸カッコに應ずる受けの丸カッコが見当たらないので、訳では始まりの丸カッコは省略した。

一五、この段落は、訳者のものである。

一六、例えば、「権利の請願 (Petition of Right 1628)」の一節には次のようにある。「したがって陛下の臣民は、国王陛下に對して慎んで御願いたします。すなわち、議會の法令による同意なくしては今後何人も、進物、貸金、徳税、租税、およびその他この種の負担を納めたり支払つたりするよう強制されないこと……」。このように、制度として「君主」は存在しているのであるが、その「君主」をも縛る「庶民院」の意志が根底にあるということで、スタップは「君主制」をすでに廃止してしまつていた」と述べたと思われる。

一七、この段落は、訳者のものである。

一八、原典に単に“Instrument”とあるのは、一六五三年二月十六日にオリヴァー・クロムウェルが発した“The Instrument of Government”すなわち「統治綱領」であり、「護民官政治 (the Protectorate)」を定めた文書である。

一九、この段落は、訳者のものである。

二〇、原文のものである。

二一、ヘンリー一世 (Henry I. king 1100~35) は、ウィリアム征服王の息子で、官僚化された国家運営によって効率的な統治を目指した一方、気儘な課税や権力の濫用を終焉させるために「自由の憲章 (Charter of Liberties)」を発したり、封建諸侯会議を発足をせたりした。

二二、J. Rushworth, *Historical Collections of Private Passages of State*, 8 vols. (London, 1659~1701) を指す。

二三、J. Selden, *De Jure Naturali et Gentium, juxta disciplinam Ebraeorum* (London, 1640) のスタンプによって指摘された箇所は、*"naturalibus* restituitur in quibus initio omnes homines fuerunt, non in quibus ipse nascitur, cum servus natus esset"* (「たとえ奴隷に生まれた人間であってもその生まれた身分ではなく、初めに全人類があったその自然の状態に復帰をせられる」とあり、*印の箇所に対応する欄外に、*L. & D. de Naturalibus restituendis et hinc*、この最後の *L. & D.* は、スタンプによってもそのままノーコメントで引用されているが、訳者には「*Jus Caesarium*」との関連以外不詳である。